

銅鏃について

銅鏃 は 9 地点の小穴から出土した (314頁 図353)。他に遺物はなく、遺構の時期は不明である。銅鏃の出土遺跡は全国で100近いが、その内で弥生時代とされるのは約60遺跡で、多くを畿内の遺跡が占める。いま、前述の貨泉出土遺跡と照らしあわせてみると、遺跡の時期を問わなければ、下記の 6 遺跡で両者が出土している。

瓜破	大阪府	弥生時代後期
巨摩廃寺	大阪府	弥生時代後期
亀井	大阪府	弥生時代後期
函石浜	京都府	
御床松原	福岡県	弥生時代中期末～後期
吉塚 1 次地点	福岡県	

加えて九州における銅鏃出土遺跡を下表に示す*。

表 7 九州における銅鏃出土の弥生時代遺跡

遺 跡	所 在 地	資料点数	銅鏃種別	出土遺構	時 期
原ノ辻	長崎県壱岐郡芦部町原ノ辻	2	有茎		
根獅子免	長崎県平戸市根獅子町根獅子免				
カラカミ	長崎県壱岐郡勝本町立石	1	有茎		
今福	長崎県南高来郡北有馬町今福名	10	有茎		
三津永田	佐賀県神埼郡東脊振村三津永田	1	無茎	甕棺付近	中期～後期
詫田	佐賀県神埼郡千代田町詫田西分	1	無茎	貝塚	後期
川寄吉原	佐賀県神埼郡神埼町大字竹	1	有茎	包含層	後期
荒堅目	佐賀県神埼郡神埼町大字本堀	1	有茎		
村中角	佐賀県佐賀郡諸富町大字大堂字大堂村	2	有茎	溝・包含層	後期
志登遺跡郡 B	福岡県糸島郡前原町大字志登	1	有茎	溝	後期
板付 (J・K トレンチ)	福岡県福岡市博多区板付 2 丁目	1	有茎		後期
板付 (E 5・6 区)	福岡県福岡市博多区板付 2 丁目	1	有茎		
御床松原	福岡県糸島郡志摩町大字御床字松原・可也原	1	有茎		
唐ノ原	福岡県福岡市東区唐ノ原	10	有茎		
吉塚 1 次地点	福岡県福岡市博多区堅粕 5 丁目	1	有茎	小穴	
合志原	熊本県菊池郡合志原	1			
方保田東原	熊本県山鹿市大字方保田字東原	2	有茎		終末
下山西	熊本県阿蘇郡阿蘇町乙姫字下山西	1	有茎	溝	後期
神水	熊本県熊本市神水町	3	有茎	溝	後期
宮の原	大分県安心院宮の原	1	有茎	溝	後期
浅ヶ部	宮崎県西臼杵郡高千穂町浅ヶ部	2	有茎		

以上、各例について、個々検討をくわえてはいないが、弥生時代後期とされる例の多いことがわかる。また、貨泉出土遺跡で弥生時代とされるのは、先述集成26遺跡中の16遺跡、更にその内で吉塚例を除いても5に近しい5遺跡で銅鏃の出土をみている。あるいはこれら青銅器の間になんらかの関係を予想すべきであろうか。また、本報告例も同様の出土例に含めて考えるべきであろうか。

(注1) 宮井による

引用・参考文献 田中勝弘 1981 「弥生時代の銅鏃について」滋賀考古学論叢第1集 p.16-29/柳田康雄 1986 「青銅器の創作と終焉」九州考古学 p.21~40/1986 「弥生時代の青銅器とその供伴関係」埋蔵文化財研究会第20会研究集会資料/宮崎貴夫ほか 1985 『今福遺跡2』 長崎県文化財調査報告書第77集

いわゆる「山陰系甌形土器」について

今次調査で出土した「山陰系甌形土器」は、図336・337に掲げる8地点暗灰褐色砂層(4層)出土例のみである。図示する3例の他にこれらと同一個体とみえる小破片があるが、接合しない。また、復原図化もできない。胎土、調整の様態から2個体分の資料とみえる。体部中位の資料と考えられる5410と底部の資料と考えられる5409が、同一個体とみえる。但しそれぞれの復原径からすると疑問を残す。

先に引用した谷若論文では、資料を把手の種類とその装着される位置とで分類がなされている。装置位置については、上下2段とするもの、1段のみのもの、そして把手を装着しないものの3者である。更に2段の把手を持つものでは下位の把手が縦方向のそれか、横方向のそれかという別がある。把手が1段のものはそれが縦方向であるのか、横方向であるのか、横方向であるのかという別がある。ここで注意されるのは、2段の把手を持つ例でも上下とも縦方向の把手を装着するものはないということである。このことから、垂下使用する際の土器の重量を支える縦方向の把手と、土器の姿勢を保つ横方向の把手を考え、更に遺跡における出土状態、煤状の付着物から竪穴住居内で炉上にかざし使用される姿が推定されている。今回報告書の内の少なくとも1個体は、上述分類からすると、2段の把手を持ち、下段のそれが縦方向となるもののようである。

「山陰系甌形土器」の出土例は、山陰・山陽・四国の瀬戸内海側・近畿の一部地域で知られている。九州地域で知ることができたのは、那珂8次地点遺跡^{註1}の他には不確実であるが、吉武太田遺跡例^{註2}がある。前者は1段の把手を装着する例、後者は上部を欠失するが把手を装着しない例の様にみえる。法量からすると前者は小型例の範囲に含まれ、後者は現状では小型の範